

学校事故防止の徹底と不祥事の絶無 ～学校教育を支える基盤づくり～

学校教育課通信

令和6年 8月27日(火) 第200号

編集・発行：県南教育事務所 橋本美弥子

学校事故の防止と教職員の不祥事の絶無は、学校教育を支える基盤づくりという点で、大変重要なことです。

県南教育事務所では、今年度も「学校教育を支える基盤づくり」を重点の一つとして掲げ、「学校事故防止の徹底と不祥事の絶無」に取り組んでおります。

令和6年度 学校事故防止対策研究協議会

令和6年6月5日(水)、矢吹町文化センターにおいて、主に各校の教頭先生方を対象として、令和6年度学校事故防止対策研究協議会を開催しました。協議会では、「学校事故及び教職員の事故防止(講話①)」「児童生徒の事故防止(講話②)」「教育事務所長講話(講話③)」を行い、「教職員の不祥事防止」をテーマとした研究協議を行いました。

研究協議では、「信頼される学校づくりを職場の力で【令和6年4月 改訂版】」別冊資料「不祥事防止のためのチェックシート」掲載の「これだけは10箇条」を管理職の立ち場として「十分に指導しているか?」「自分事として自覚させているか?」という視点で自己評価し、グループごとに協議していただきました。

参加者の感想を紹介します。



- ・ 所長講話により、絶対に自分の学校からは不祥事を起こさないという思いを強くもった。
- ・ 学校事故については、管理職が様々な事故防止や危機回避に向けた正しい知識を身に付け、職員に伝えていくとともに、事故発生時に冷静で迅速な対応をしていくことが必要だと改めて理解した。
- ・ 不祥事を本校から出さないようにサービス倫理委員会の持ち方を工夫するとともに、職員とのコミュニケーションを図っていきたい。
- ・ 自校の管理について振り返る機会となった。マニュアルの見直しやサービス倫理委員会の持ち方について、実践していけるように努めていきたい。
- ・ 『自己を客観視』することを教職員全員に意識させる。」ことにすぐに取り組みたい。
- ・ 不祥事防止については、全職員が当事者意識をもって教育活動に携わっていかなければならないと再認識した。
- ・ 自己を客観的にとらえ、子どもの前に立つ教師としてふさわしいのか、常に問いながら指導にあたっていきたい。
- ・ 不祥事根絶のため、高い倫理観をもって、全職員に当事者意識がもてるようにサービス倫理委員会を工夫していきたい。
- ・ 組織としての力をさらに高めていくために、教職員一人一人が不祥事や学校事故に対する当事者意識をもつことができるようなサービス倫理委員会のあり方を絶えず見直していくことで、風通しの良い職場づくりを進めたい。
- ・ どの時間についても「自分事」として受け止めることができた。今回の協議会をきっかけとして、常に危機意識をもって職責にあたり、より高い危機管理能力を持ち合わせた教頭になりたい。

域内服務倫理対策会議「不祥事防止に向けて」

令和6年7月25日（木）、矢吹町文化センターにおいて、各校の校長先生方を対象として、域内服務倫理対策会議を開催しました。

対策会議では、まず、ワークシートを使って、それぞれの学校の現状について自己評価を行い、グループ協議を行いました。

その後、「不祥事を自分事としてとらえさせる服務倫理委員会の工夫」として、主任管理主事が、ある学校の服務倫理委員会の事例紹介を行いました。



- 1 新聞報道や懲戒処分通知等の資料を提示する。
- 2 教職員一人一人が、それぞれの経験や意見を付箋に書く。
- 3 付箋に書かれた意見等を集約し、全教職員で共有する。

下は、事例紹介のスライドの1枚です。

「女生徒との接し方がわからない」セクハラ認定におびえる教師たち

S P A 3/4(木)

こう話すのは高校教諭・阪口章吾さん（仮名・40代）。体育教師であり、長らく女子バレー部の顧問を務めてきたが、部活動中の何気ない言動が、トラブルに発展することが増えたとうなだれる。

「練習の後、一人ひとり生徒が私のところに来て、練習の成果や反省点を報告するというのをやってきたのですが、一部の生徒が“先生に変な目で見られた”と親に訴えたのです。そんなつもりは当然なかったのに、教頭から指摘された時は青天の霹靂でした」

⑫ セクハラやパワハラに対しての見方が厳しくなっている今、やはり男性教員が女子生徒の体に触れることは、指導であっても、ケガの確認であってもしてはいけないことなのかと思います。他の女性教員に頼むなどして、対応していかなければならないと思います。信頼関係があっても、「触れた」という事実があれば言い訳できません。

上記の資料に対して、ある教員が書いた付箋紙

この学校には、性別を問わず生徒や同僚に対して、肩に手を回して励ますベテラン教員がいたそうですが、この服務倫理委員会を実施してからは、その行為を一切やめたそうです。

この事例のよさは、**身近な同僚の経験や意見に触れることによって、不祥事を自分事としてとらえ、自分の言動を振り返る機会につながる**ことです。

同僚が何を考えているか、どんな経験を積んできたかを知ることにより、自分の言動を振り返る機会につながる… という実践例です。各学校でも、ぜひ参考としてください。

今年度、全県下において、すでに5件の懲戒処分が行われています。懲戒処分事例を「対岸の火事」としてではなく「他山の石」として受け止め、各学校において教職員の服務倫理意識を高めるための取り組みの工夫をお願いします。